

○国家公安委員会規則第七号

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の一部の施行に伴い、運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月十九日

国家公安委員会委員長 武田 良太

運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則

運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。